

## 複合機レンタル約款

### 第1条（目的）

1. この「複合機レンタル約款」（以下「本約款」といいます。）は、借主（以下「甲」といいます。）と貸主 株式会社ビジネスサービス（以下「乙」といいます。）の間で締結される、複合機等の賃貸借契約（以下「本契約」といいます。）の契約条件を定めることを目的とします。
2. 乙は、別途甲に提出する契約書面（以下「本契約書面」といいます。）の契約明細に定める複合機等（以下「物件」といいます。）を甲に賃貸し、第3条に定める保守サービスを提供します。甲は物件を賃借し、本契約に定めるレンタル料を乙に支払います。

### 第2条（本約款の変更）

1. 乙は、改訂日の1か月前までに乙のホームページ上で告知することにより、本約款を変更することができます。ただし、本約款の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微なとき、又は甲の一般の利益に適合するときは、乙は直ちに本約款を変更することができます。
2. 甲が本約款の変更に同意できないときは、改訂日までに乙に申し出ることにより、本契約を解除することができます。本契約の解除の効果は、将来に向かってのみ生じるものとし、過去に遡及しません。
3. 甲が改訂日までに本約款の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更に同意したものとみなします。

### 第3条（保守サービス）

1. 本契約に基づく乙の保守サービス内容は、次の通りとします。
  - 1) 甲の定める物件の取扱責任者に対する取扱要綱の指導。
  - 2) 物件を常に良好に保つ為の定期点検、整備、部品の交換。
  - 3) 物件が故障した時の甲の連絡に基づく速やかな修理。
2. 乙が甲から保守サービスの依頼を受け付ける対応時間は、本契約書面の契約明細に定めるとおりとします。なお、甲のやむを得ない事情によりその時間以外に保守サービスを実施した場合は、乙は所定の別途料金を甲に請求することができるものとします。

### 第4条（物件の設置場所）

1. 乙は、物件を本契約書面の契約明細で定める設置場所に設置するものとします。
2. 物件を移動する場合、甲は予め乙の書面による承認を得た上、乙の指定する者の立会いのもとに甲が甲の費用で移動させるものとします。

### 第5条（消耗品及び用紙）

1. 乙は必要と認めた場合、感光体ドラム、デベロッパー、トナー（以下「消耗品」といいます。）をコピー品質維持の為に交換、補充するものとします。
2. 甲は、感光ドラム及びデベロッパーを物件から取り外すことはできません。また、甲は、消耗品を他の複合機に転用することはできません。
3. 甲は、用紙を有償で乙に発注することができるものとします。甲が第三者から用紙を調達するときは、乙が指定した規格に適合した用紙を使用するものとします。なお、甲がやむをえず規格外の用紙を使用するときは、乙に事前に相談するものとします。

#### 第6条（物件の所有権及び管理）

1. 物件及び消耗品の所有権は乙に属します。甲は物件及び消耗品を善良なる管理者の注意をもって管理し、通常の用法に従い使用、保管するものとします。
2. 乙は物件に乙の所有権を明示する標識を貼付することができるものとします。
3. 甲は次の行為をしてはならないものとします。
  - 1) 物件及び消耗品等を故意に毀損したり、乙の書面による承認を得ないで現状を変更すること。
  - 2) 物件に貼付された乙の所有権を明示する標識を除去すること。
  - 3) 物件及び消耗品の譲渡、貸与、流用及び質権その他担保権の設定。
  - 4) その他物件及び消耗品等に関して乙に損害を及ぼす恐れがある行為。
4. 甲は物件及び消耗品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合は、その旨を速やかに乙に連絡するものとします。
5. 甲は「通貨及び証券模造取締法」等の法律で禁止されているコピーをしてはならないものとします。また、甲はこれを徹底する為、物件の使用管理者において物件、用紙及び消耗品の使用について十分な管理を行うものとします。

#### 第7条（滅失、損傷等）

1. 物件の返還までに生じた物件の盗難、滅失及び通常の消耗を超える損傷等の危険は全て甲が負担するものとします。
2. 物件が盗難、滅失、又は修理不能の損害を受けた場合、本契約は当然に終了し、甲はそれにより乙が被った損害を賠償するとともに、カウンター数値の最終確認により算出された付加料金を直ちに乙に支払うものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、別途協議のうえ、物件と同等の複合機を代替の物件として、本契約を継続することができるものとします。この場合、乙は、代替の物件として撤去品等の中古複合機を充てることのできるものとします。

#### 第8条（物件の返還）

1. 甲は、本契約の終了にあたって、物件及び消耗品を本契約の終了日までに乙に返還する

ものとし、甲は乙による物件及び消耗品の撤去作業に協力するものとし、

2. 甲が前項の撤去作業に協力せず、物件又は消耗品が契約終了日までに乙に返還されない場合、甲は、違約金として、契約終了日から乙が物件等を返還する日までのレンタル料相当額の倍額を乙に支払うものとし、
3. 前項の規定は、乙が被った損害額が違約金の額を超える場合において、乙が甲に対し当該超過額を損害賠償請求することを妨げないものとし、

#### 第9条（レンタル料金）

1. 甲は、1か月のコピー枚数が月間出力カウント枚数に達したか否かにかかわらず、基本料金を毎月乙に支払うものとし、
2. 甲が月間出力カウント枚数を超過して物件を利用した場合、甲は基本料金に加えて、超過枚数に応じた付加料金を乙に支払います。
3. 第24条（契約の解除）第1項又は第2項の規定に基づき本契約の履行が停止された場合であっても、甲は、本契約に基づいて発生した基本料金及び付加料金（以下、総称して「レンタル料」といいます。）を乙に支払わなければなりません。
4. 甲が本契約に基づく乙への支払いを遅延した場合は、年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとし、

#### 第10条（価格改定）

乙は、物価の高騰、調達コストの上昇、経済状況の変化、保守サービスの提供内容の追加・改善又は競合他社の動向の変化等があったときは、1か月以上前に甲に告知することにより、レンタル料を改定することができます。

#### 第11条（別途料金）

乙は下記原因による故障については甲に別途修理等の費用を請求できるものとし、

- 1) 取扱上の不注意若しくは誤用又は不十分な電源や特殊環境下での使用等、甲の責任に帰すべき事由による故障。
  - 2) 火災又は天変地異その他これに類する災害による故障。
  - 3) 乙が指定する部品又は消耗品以外の使用による故障
  - 4) 乙以外による改造、分解、修理等による故障。
  - 5) 甲が無断で物件の設置場所を移動させたことによる故障。
  - 6) その他物件に起因しない原因による故障。
2. 物件が離島、山間部又はこれに準ずる遠隔地に設置されている場合、乙は、乙の規定に基づく出張費を甲に請求することができます。
  3. 甲の依頼に基づき乙が物件を移設又は撤去した場合、乙は甲に対して、移設又は撤去に

要した費用を別途請求することができます。

#### 第12条（印紙税）

本契約に要する印紙税は、甲乙各々その保有する分につき、これを負担するものとします。

#### 第13条（サービス協力店）

乙は、契約に基づく保守サービス業務を第三者（以下「サービス協力店」といいます。）に委託することができます。この場合、乙は、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を当該サービス協力店に課すと共に、保守サービス業務に関する当該サービス協力店の行為について甲に対して責任を負います。

#### 第14条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の履行により知り得た、相手方の技術上又は営業上その他業務上の有用な情報（以下「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用することができません。ただし、次の各号に定めるものについてはこの限りではありません。
  - 1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
  - 2) 開示を受けた際、既に公知となっていた情報
  - 3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - 4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - 5) 相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合に、秘密情報を必要な範囲内で開示することができます。
  - 1) 弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示する場合
  - 2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合
  - 3) 各当事者が本契約と同等の秘密保持義務を課した上で、各当事者の関係会社に対して、開示が必要とされる秘密情報を開示する場合
3. 乙は、サービス協力店及び乙の関係会社に本契約の履行に必要な甲の情報を開示することができます。この場合乙は、自己の責任において本条に基づき自己に課される義務と同一の義務を当該サービス協力店及び関係会社に課します。

#### 第15条（個人情報の取扱い）

甲は、下記 URL の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意し

ます。

「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」

URL: <https://www.bs1000.co.jp/privacy.html>

#### 第16条（カスタマーハラスメントの禁止）

1. 甲は、乙への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為（いわゆるカスタマーハラスメント）行ってはならないものとします。
  - 1) 脅迫・威嚇行為
  - 2) 侮辱、人格を否定する発言
  - 3) プライバシーの侵害行為
  - 4) 保証の範囲を超えた無償修理の要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求
  - 5) 合理的理由のない乙への謝罪要求や乙の関係者の処罰の要求
  - 6) 同じ要求やクレームの繰り返し等による長時間の拘束行為
  - 7) SNS やインターネットでの誹謗中傷
2. 甲が、前項の規定に違反したときは、乙は、物件の交換、修理、サポート及び保守等の対応を拒絶することができます。この場合、乙は甲に対して、債務不履行責任を負いません。

#### 第17条（不可抗力免責）

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、落雷、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、輸送機関の事故、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、取引先の倒産、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、乙はその責任を負いません。

#### 第18条（権利義務譲渡の禁止）

1. 甲は、乙の事前の書面による承諾がない限り、本契約により生ずる一切の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は承継させてはならないものとします。
2. 甲が、物件を第三者に譲渡するときは、乙の事前の書面による承諾を得るものとします。甲がこれに違反して、乙の事前承諾を得ずに、物件を第三者に譲渡したときは、乙は、甲から当該譲渡先への本契約上の地位の移転を承諾しないことがあります。

#### 第19条（損害賠償責任）

1. 乙が本契約に関連して、甲に対して負担する損害賠償責任は、乙の責めに帰すべき事由により甲が直接かつ現実に被った通常の損害に限られるものとします。乙は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因のいかんにかかわらず、逸失利益、事業機会の喪失、間接損害、特別損害、派生的損害及び付随的損害については、一切責任を負わないものとします。
2. 乙が前項の規定に基づき、甲に対して負担する損害賠償責任は、乙の故意又は重過失による場合を除き、基本料金の1か月分を上限とします。

#### 第20条（連帯保証人）

甲の連帯保証人は、甲が乙に対して本契約に基づいて負担する一切の債務について、本申込書に記載の物件の設置台数×金10万円を極度額として連帯保証し、甲と連帯して債務を負うことに合意します。

#### 第21条（通知）

1. 甲は、以下の各号のいずれかの情報に変更が生じたときは、遅滞なく乙に通知するとともに、乙から要請があったときは、変更届等の必要書類を乙に提出するものとします。
  - 1) 商号又は名称
  - 2) 住所
  - 3) 電子メールアドレス
  - 4) 電話番号
  - 5) 合併、会社分割、減資、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡
  - 6) 物件の設置場所
2. 乙が、甲から通知された住所又は電子メールアドレス宛に通知を行ったときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. 甲が第1項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、乙に対して一切の異議を申し立てることができません。

#### 第22条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。
  - 1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと。
  - 2) 自らの役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社又は関連会社が前号に該

当しないこと。

- 3) 自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為、その他これらに準ずる行為等を行わないこと。
2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償します。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとします。

#### 第23条（乙の解約）

乙は、1か月前までに書面により甲に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。

#### 第24条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の履行を停止するとともに、本契約の全部若しくは一部を解除することができます。
  - 1) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
  - 2) 支払停止若しくは支払不能の状態におちいったとき
  - 3) 相手方への金銭債務の支払いを1か月以上遅延したとき
  - 4) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
  - 5) 第三者より差押え、若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
  - 6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
  - 7) 解散の決議（合併による場合を除く）をしたとき。
  - 8) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
  - 9) 第22条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
  - 10) 甲が不正の手段により、乙への支払いを免れようとしたとき
  - 11) 物件が国外に移設されたとき
  - 12) 物件が国内の離島、山間部又は遠隔地に移設され、保守の継続が困難であると乙が判断したとき。
  - 13) その他、前各号に準じる事由が生じたとき
2. 甲及び乙は、相手方が前項各号以外の本契約の条項に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通告を受領した後2週間以内にこれを是正しない場合、本契約の履行を停止するとともに、本契約の全部若しくは一部を解除することができます。
3. 甲及び乙は、自らが第1項のいずれかに該当したとき、又は、前項に定める通告の受領後2週間以内に本契約の違反を是正しなかったときは、当然に期限の利益を喪失し、相

手方に対する債務を直ちに履行します。

4. 本条に基づく本契約の解除は、解除権を行使した当事者による相手方への損害賠償請求を妨げません。

#### 第25条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約書面の契約明細に定めるとおりとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約の有効期間終了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも、相手方に対して本契約を更新しない旨の通知を行わないときは、本契約は同一条件で同一期間自動更新されるものとし、以降も同様とします。

#### 第26条（残存条項）

本契約の終了後も、第14条（秘密保持）、第15条（個人情報の取扱い）、第18条（権利義務譲渡の禁止）、第19条（損害賠償責任）、第20条（連帯保証人）、第22条（反社会的勢力の排除）第2項、第24条（契約の解除）第3項及び第4項、本条、第27条（合意管轄裁判所）及び第28条（信義誠実の原則）の各規定は、引き続き効力を有します。

#### 第27条（合意管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第28条（信義誠実の原則）

本契約に規定なき事項及び、本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙信義誠実を旨とし、両者協議の上解決するものとします。

以上

株式会社ビジネスサービス

2024年10月1日 施行